

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品仙台北店

黒川郡富谷町富ヶ丘1-3-22 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島1293

3 市町村の意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通について、公道と駐車場との出入口付近及び駐車場内での交通安全対策の充実に努められたい。
- (2) 騒音について、騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出が必要となることに留意されたい。
- (3) 廃棄物について、廃棄物処理法を遵守するなど適正な処理に留意願いたい。
- (4) 防犯対策について、なお一層の自主的対応を講じられたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び富谷町役場

6 縦覧期間

平成18年10月13日から平成18年11月13日まで（ただし、閉庁日を除く。）